社会資本整備審議会河川分科会(第30回)

2007年10月11日(木)

【事務局】 それでは、ただいまより第30回社会資本整備審議会河川分科会を開催いたしたいと思います。

私、引き続き事務局を務めます河川局総務課長の でございます。どうぞよろしくお 願いいたします。

それでは、まず、本会の議題でございます宮川水系、木曽川水系及び江の川水系に係る河川整備基本方針の策定について調査審議するため、臨時委員としまして、宮川水系に関しましては三重県知事、木曽川水系に関しましては長野県知事、岐阜県知事、愛知県知事及び三重県知事、江の川水系に関しましては島根県知事及び広島県知事にご出席をお願いし、本日はそれぞれ代理の方に出席していただいておりますので、ご報告申し上げます。

次に、お手元に配付しております資料のご確認をお願いいたします。議事次第、配席図、委員名簿に続きまして、本日の資料目次がついてございます。資料1といたしまして、各水系の河川整備基本方針(案)の概要、資料2といたしまして、河川分科会基本方針検討小委員会の報告、資料3-1から3-3といたしまして、宮川、木曽川、江の川水系のそれぞれの河川整備基本方針の(案)がついてございます。また、資料4-1から4-3までに、宮川、木曽川、江の川水系のそれぞれの工事実施基本計画と河川整備基本方針の対比表がつけてございます。それから、資料5といたしまして、今後の河川整備基本方針の策定等につきまして、幾つかの川の基本方針の策定についての資料、それから、資料6といたしまして、くまがわ・明日の川づくり報告会について、それから、現在設置しております小委員会の検討状況ということで、気候変動の小委員会とユビキタスの小委員会の検討状況の資料を、それぞれ資料7、資料8としてつけてございます。

資料に不備がございましたら、事務局にお申しつけください。

次に、本会の委員の出席状況でございますけれども、河川分科会委員総数の3分の1以上に達しておりますので、本分科会が成立していることをご報告申し上げます。

それでは、分科会長、よろしくお願いいたします。

【分科会長】 本日は、委員の皆様方には、ご多用中のところご出席いただきまして、 まことにありがとうごさいます。それから、前回から引き続き、参加されている委員の方 々には、長時間になりますが、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、議事に入ります。

本会の最初の議題は、宮川水系、木曽川水系及び江の川水系に係る河川整備基本方針の 策定についてでございます。本件は、先般、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に 付議され、同会長から、河川分科会会長に付託されたものであります。これを受けて、河 川分科会として、効率的かつ密度の濃い審議を行うことが必要と判断して、河川分科会運 営規則に基づき、同分科会に設置した河川整備基本方針検討小委員会でご審議をいただき ました。小委員会での審議の経過並びに結果につきまして、 委員長より、ご報告をお 願いいたします。よろしくお願いします。

【委員】 でございます。それでは、宮川水系、木曽川水系及び江の川水系の各河 川整備基本方針の審議結果について、ご報告いたします。

宮川水系については、6月15日、7月11日の2回 これは資料2をごらんください 小委員会を開催し、木曽川水系については、6月29日、7月31日、8月31日の3回、小委員会を開催し、江の川水系については、8月10日、8月31日の2回、小委員会を開催いたしました。

小委員会には、各河川に詳しい河川工学の専門家、地元の県知事及び地元の有識者の方も加わり、地元事情を踏まえた活発な意見交換が交わされ、各河川の整備の基本方針について、議論していただきました。その出席のメンバー表でございますが、資料2の6ページから7ページに書いてあるので、ごらんください。

各水系の河川整備基本方針の概要と審議において審議された事項、指摘された主な意見 等、それらへの対応についてご紹介いたします。

まず、宮川水系でございますが、資料1の1ページをごらんください。

宮川水系の流域及び河川の概要でございますが、宮川は三重県南部に位置しており、流域面積は920平方キロ、幹線流路延長91キロ、想定氾濫区域内人口約12万人の一級水系でございます。宮川、五十鈴川、勢田川が合流している下流部の低平地には、年間60万人が訪れる伊勢神宮を抱える伊勢市等の中心地が広がり、一たび氾濫すると甚大な被害が発生いたします。

災害の発生の防止又は軽減に関する事項ですが、基本高水のピーク流量は工事実施基本 計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪 水からの検討等を総合的に検討し、既定計画と同様に、基本高水のピーク流量を基準地点 岩出で毎秒8,400トンと設定しました。洪水調節施設と河道への流量配分は、河道で毎秒7,600トン、洪水調節施設で毎秒800トンとしています。

基本高水流量と計画高水流量の差分については、既設洪水調節施設により対応することとしております。

昭和34年9月の伊勢湾台風を受けて整備された高潮堤防が老朽化しているため、改築 を実施することとしています。

河川環境の整備と保全に関する事項ですが、上流部には、天然記念物であるニホンカモシカやネコギギ等が生息しているため、良好な河川環境の保全に努めるとともに、下流部では、河道掘削に当たって、掘削形状等に配慮し、アユの産卵床が形成されている瀬や淵、タナゴ類が生息するワンド等の多様な河川環境の保全に努めることとしています。

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項では、合理的な水利用の促進を図るなど、今後とも関係機関と連携して必要な流量を確保することとし、岩出地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、4月から5月及び9月16日から12月はおおむね毎秒6トン、それ以外の時期はおおむね毎秒4トンとし、もって流水の正常な管理、円滑な水利使用、河川環境の保全等に資することとしています。

審議会の審議の報告でございますが、資料2、1ページをごらんください。

まず、基本高水の事項でございますが、100分の1確率規模モデル降雨波形による検討とあるが、どのような検討を行っているのかとの質問がありました。これについては、基本高水のピーク流量の検討手法の1つとして、中央集中型の降雨を含めたさまざまな形の実績降雨のパターンに合うように、1時間から48時間のすべての降雨継続時間において、100分の1の確率規模となる降雨波形を作成し、流出計算により流量を算出している旨の説明が事務局よりありました。

防潮水門を採用した理由について、質問がありました。これについては、高潮対策に当たっては、計画堤防高までかさ上げする案と防潮水門を設置する案を比較した結果、沿川の土地利用状況等から防潮水門を採用している旨の説明が事務局よりありました。

高潮堤については、高さが十分だから津波が来ても問題ないとしているが、津波の場合は砕波するなど外力が違うので、強度についても検討が必要ではないかとの意見がありました。これについては、東南海・南海地震規模の津波が発生した場合においても、高潮堤防及び防潮水門ともに必要な安全度は確保できることを確認している旨の説明が事務局よりありました。

河川環境に関する事項では、外来種について、外国からの外来種か国内の外来種かがわかるように記載すべきではないかとの意見がありました。これについては、本文に記載することといたしました。具体的には、資料4-1、対比表の3ページ、右側下から7行目でございますが、宮川においては国内外来種であるギギの生息域が広がっており、在来種であるネコギギの生息環境への影響が懸念されていると記載いたしました。

以上が宮川水系でございます。

次に、木曽川水系でございます。資料1の2ページをごらんください。

流域及び河川の概要でございますが、木曽川は長野県、岐阜県、愛知県、三重県にまたがる河川であり、木曽川、長良川、揖斐川の三川で構成されています。木曽三川全体で、流域面積は9,100平方キロ、想定氾濫区域内の人口は190万人の一級水系であります。中京圏の産業・人口・資産が集積する濃尾平野を貫流し、下流部は、我が国最大のゼロメートル地帯であり、洪水氾濫した場合には甚大な被害が発生します。

災害の発生の防止又は軽減に関する事項として、木曽川では、昭和58年9月に既定計画を上回る洪水が発生しており、既定計画を見直すこととし、全国バランスを踏まえ、想定される被害や地域の社会的経済的重要性等を考慮し、計画規模を200分の1としました。木曽川の基本高水のピーク流量は、流量データによる確率からの検討、2日雨量データによる検討、既往洪水からの検討、木曽川で対応できる流量等を総合的に検討し、工事実施基本計画では毎秒1万6,000トンとしていましたが、基本方針では犬山地点で毎秒1万9,500トンと設定しました。洪水調整施設と河道への流量配分は、河道で毎秒1万3,500トン、洪水調節施設で毎秒6,000トンとしています。

長良川では、平成16年10月に既定計画を上回る洪水が発生しており、既定計画を見直すこととし、土地利用状況、河川環境などを社会的、技術的観点から総合的に検討し、地域社会の形成とバランスのとれた計画規模として100分の1としました。長良川の基本高水のピーク流量は、流量データによる確率からの検討、12時間雨量データによる検討、既往洪水からの検討、長良川で対応できる流量等を総合的に検討し、工事実施基本計画では毎秒8,000トンとしていましたが、基本方針では、忠節地点で基本高水のピーク流量を毎秒8,900トンと設定しました。洪水調節施設と河道への流量配分は、河道では毎秒8,300トン、洪水調節施設で毎秒600トンとしています。

揖斐川では、工事実施基本計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討等を総合的に検討し、既定計画と同様に、基本

高水のピーク流量を基準地点万石で毎秒6,300トンと設定しました。洪水調節施設等、河道への流量配分は、河道で毎秒3,900トン、洪水調節施設で毎秒2,400トンとしています。

木曽川水系は、地域に合った治水対策を講じつつ、水系全体としてバランスよく治水安全度を向上させることとしています。

基本高水のピーク流量と計画高水流量との差分については、木曽川では既存施設の有効活用及び洪水調節施設の整備により対応することとし、長良川では、既存施設の有効活用及び遊水機能を活かした洪水調節施設等により対応することとしています。揖斐川では、既設洪水調節施設の治水機能向上及び洪水調節施設の整備により対応することとしています。

計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合の被害軽減を図るため、関係機関と調節しつつ、輪中堤等の活用を図ることとしています。

また、河川堤防や高規格幹線道路等をネットワーク化し、復旧資材の運搬道路や避難路を確保する広域防災ネットワークの構築に向けて、関係機関と連携、調整しながら取り組むこととしています。

河川環境の整備と保全に関する事項でございますが、木曽川では、上流部では奇岩が並ぶ渓谷美あふれる自然環境の保全に努めるとともに、中・下流部では、カワラサイコ等の生育地となる砂礫河原の保全・再生、イタセンパラ等の生息地となるワンド、多種のトンボが生息するトンボ池の保全に努めることとしています。

長良川では、鵜飼いが営まれる水域環境の保全に努めるとともに、アユ等が生息する瀬 や淵、コアジサシ等の繁殖地となる砂礫河原、洪水時の魚類の避難場等になっているワン ド等の保全・再生に努めることとしています。

揖斐川及び支川根尾川では、床固や堰の魚道の設置・改良により、魚の住みやすい川づくりを推進するとともに、アユ等が生息する瀬や淵、カワラハハコ等の生育地となる砂礫河原の保全・再生に努めることとしています。

木曽三川の河口域では、干潟やヨシ原等の保全・再生に努めることとしています。

水資源開発を行うために、既存施設の有効利用及び関係機関と連携した水利用の合理化 を促進すること等により、必要な流量の確保に努めることとしています。

木曽川では、今渡地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、かんが い期ではおおむね毎秒150トン、非かんがい期ではおおむね毎秒80トンとし、もって 流水の適正な管理、河川環境の保全、円滑な水利使用等に資するものとしています。

長良川では、忠節地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、通年でおおむね毎秒26トンとし、もって流水の適正な管理・河川環境の保全、円滑な水利使用等に資するものとしています。

揖斐川では、万石地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量は、通年でおおむね毎秒30トンとし、もって流水の適正な管理、河川環境の保全、円滑な水利使用等に資するものとしています。なお、異常渇水時において、揖斐川水系で確保された渇水対策容量から緊急水を長良川、木曽川へ導水することとしています。

審議経過につきましては、資料2、2ページをごらんください。

流域面積や想定氾濫区域内の人口等を見ると、長良川の計画規模100分の1は小さいのではないかとの質問がありました。これについては、長良川は想定氾濫区域内に県庁所在地の岐阜市を抱えており、全国バランスも踏まえ、想定される被害や社会的経済的重要性などを考慮すると、計画規模は100分の1から150分の1に想定されます。一方、長良川は上流にダムの適地が少ないこと、大規模な遊水池の適地が少ないことなどから、洪水調節施設による洪水調節できる能力は小さく、沿川には岐阜市街部の旅館街やアユの産卵場などがあり、河川環境や社会的な点等から河道での対応にも限りがあります。これらを総合的に検討し、地域社会の形成とバランスのとれた計画規模として100分の1を設定している旨の説明が事務局よりありました。

長良川の計画規模を100分の1としており、堤防強化、輪中堤等の対策と一体として行うべきではないかとの意見がありました。これについては、河川管理者と地域が一体となって総合的なハード・ソフト対策を実施しており、堤防等の整備を進めるとともに、浸透等に対して堤防の質的強化を実施する。さらに万が一氾濫した場合にも被害をできるだけ軽減するために、関係機関と調整しつつ輪中堤の保全に努めるとともに、迅速な救助・救援物資輸送を図るため、広域防災ネットワークの検討、専任水防団による水防活動等を実施するとの説明が事務局よりありました。

洪水調節施設については、木曽川の洪水調節量について、具体的な説明が必要ではないかとの意見がありました。これについては、具体的な洪水調節施設は河川整備計画の段階で検討を行うこととしていますが、河川整備基本方針では、実現可能性を考慮の上、配置可能な施設を検討し、洪水調節量を算出しており、木曽川では既設ダム、新丸山ダムに加え、既設ダムの有効活用により、おおむね毎秒6,000トンの洪水調節を行う旨の説明

が事務局よりありました。

渇水については、計画需要量より実績取水量は小さいが、なぜ頻繁に渇水が発生するか との質問がありました。これについては、ダム等が計画された当時に比べて、近年は小雨 の年が多く、水資源開発施設の供給能力が低下している旨の説明が事務局よりありました。

その他として、木曽川水系連絡導水路に期待されているものは何かとの質問がありました。これについては、異常渇水時において、徳山ダムに確保された渇水対策容量から、緊急水を木曽川及び長良川へ毎秒16トンを導水するとともに、徳山ダムで開発した愛知県及び名古屋市の都市用水を最大毎秒4トンを導水して木曽川で取水する旨の説明が事務局よりあり、本文に記載することとしました。具体的には、資料4-2、対比表の23ページ、右側下から8行目に、広域的な水需要地域への供給、渇水時における被害の最小化を図るため、木曽三川をつなぐ水路を整備するとともに、水資源開発施設の総合運用を図ると記載いたしました。

以上が木曽川水系でございます。

次に、江の川水系についてご説明いたします。資料1の4ページをごらんください。

流域及び河川の概要でございますが、江の川は、唯一、山陰、山陽を隔てる中国山地を 貫流し、広島、島根の2県をまたぐ中国地方最大の河川で、流域面積3,900平方キロ、 幹線流路延長194キロ、想定氾濫区域内人口約5万人の一級水系でございます。

河口の狭小な沖積平野と上流盆地に人口資産が集中しており、その間の中下流の山間狭窄部は河岸段丘に小集落が点在しています。三次盆地に同規模の3本の川が合流し、中流の山間狭窄部は洪水時に水位が急上昇する河川であります。

災害の発生の防止又は軽減に関しては、基本高水のピーク流量は、工事実施基本計画を変更するような出水は発生しておらず、流量データによる確率からの検討、既往洪水からの検討等を総合的に検討し、尾関山地点では工事実施基本計画と同様に毎秒1万200トンとし、江津では工事実施基本計画では毎秒1万4,200トンとしていましたが、上下流バランスも勘案した上で、毎秒1万4,500トンと設定しました。

洪水調節施設と河道への流量配分は、江津地点で河道で毎秒1万700トン、洪水調整施設は毎秒3,800トンとし、尾関山地点では、河道で毎秒7,600トン、洪水調節施設で毎秒2,600トンとしています。

中下流と比較し、上流部の改修は進捗しているが、昭和47年7月洪水により、三次市 を初めとした上流で甚大な被害が発生したため、上流有堤区間の整備の進捗を踏まえつつ、 上下流のバランスを考慮した河川整備を実施することとしています。

上流部においては、平水位以上の河道掘削や河道内の樹木群の計画的な伐開等により流 下能力を確保することとしています。

中下流部の山間狭窄部においては、住民との合意形成を図るとともに、関係機関と連携、調整を図りつつ、適切な役割分担のもとで、輪中堤や宅地のかさ上げ等により、効率的に 洪水被害の軽減を図ることとしています。

基本高水流量と計画高水流量の差分については、既設ダム及び新たな洪水調節施設で対応することとしています。

弘法大師の教えにより植えられたとされる水害防備林等については、モニタリング調査により、下流に対する洪水の伝播の抑制や河岸の流速の低減等の機能を評価し、その結果を踏まえ、縦断方向の連続性を確保しながら保全する等の対応を適切に実施することとしています。

河川環境の整備と保全に関する事項では、オオサンショウウオが生息する淵やオヤニラミが生息する水際植生、キシツツジやツメレンゲが生息するがけ地や岩場、イシドジョウが生息する砂礫底の淵などの良好な河川環境を治水面との調整を図りつつ、可能な限り保全に努めることとしています。

サケ、サクラマスやアユ等の回遊性魚類の遡上・産卵環境の保全・改善や、水際と緑の連続性等を確保することにより、動植物の生息・生育環境の保全に努めることとしています。

鵜飼いやカヌーなどの水面を利用した活動や河川敷を利用したイベント、レクリエーション活動等、水辺空間とのふれあいを体験できる施策を関係機関や住民等と連携して推進することにより、人と川との関係の再構築に努めることとしています。

次に、審議会の審議経過でございますが、資料2をごらんください。4ページでございます。

基本方針で想定している洪水調節施設に対して、現状の洪水調節施設では、どれだけ水位が上がるかとの質問がありました。これについては、水防災事業を実施している中下流部を対象に、昭和40年7月型洪水の計画流量を基本方針で想定している洪水調節施設と現状の洪水調節施設で洪水調節した後の水位を比較すると、最大で2.6メートルの水位差であるとの説明が事務局よりありました。

その他の事項として、江の川は想定氾濫区域人口もわずかであり、小さな集落を守るた

めには水害保険制度を考えてもいいのではないかとの意見がありました。また、これに関連し、想定氾濫区域人口の少ない江の川がなぜ一級河川であるかをしっかり説明する必要があるとの意見がありました。これについては、民間保険会社では既に火災や風災等の災害をセットで引き受ける総合保険が商品化されているものの、人命など保険では回復不可能な被害もあり、治水事業と保険制度は代替関係にないとの説明が事務局よりありました。また、一級水系とは、河川法において「国土保全上又は国民経済上特に重要な水系で政令で指定したものに係る河川で国土交通大臣が指定したもの」とされ、その基準を省令に定め、江の川については、例えば2以上の都府県にわたるなどの基準に該当しているとの説明が事務局よりありました。また、江の川は昭和47年の洪水で甚大な被害があったことを踏まえ、上流の広島県三次市において進められる改修の影響が下流の島根県側に及ぶことを事前に防ぐという意図があるとの議論がありました。

江の川の水防対策の実態、あるいは地域防災としての活動状況を教えてほしいとの質問がありました。これについては、昭和47年7月の洪水の甚大な被害を踏まえ、越水や堤防の決壊等による壊滅的被害を軽減するためのハード対策、ソフト対策として、河川防災ステーションの整備や土地利用一体型の水防災事業における災害危険区域の指定、地域住民による地域防災力向上のための訓練等の取り組みが行われている旨の説明が事務局よりありました。

以上のように各議論をいたしまして取りまとめまして、諮問された3水系の河川整備基本方針の案文を策定いたしました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、ただいまのご報告につきまして審議をしたいと思います。

まず最初に、この分科会の委員の方から、ご意見、ご質問をいただいて、その次に、各 県の知事の代理の方からご意見を賜りたいと思っております。

それでは、宮川、木曽川、江の川ですが、どの川でも結構ですので、ご意見のある方。 どうぞ、 委員。

【委員】 木曽川もそうですし、宮川もそうなんですけれども、いろんな審議会の質問なんかを聞いたりしてますと、地元の方々にしてみると、工事だけではなくて、むしろ保全にかかわったりとか、また、川というものすべての内容にかかわって何かをしてもらいたいというような印象なんですね。おそらく、河川の工事だけでは対応できないものもたくさんここの中にあるわけで、地元の県や自治体にもっと権限をゆだねることによって、

いろんなことができると思うんです。例えば、河川でとても大きな問題で、アユとか、自 然形態の中で、例えば、釣りに行く人たちが糸をそのまま流しっぱなしにしたり、針がつ いてたりとか、または犬を連れていって、そこで犬のふんが置いてあったりとか、自然環 境がいろんな形で悪化すると思うんですね。そういうものも、河川の整備の延長にも取り 組んでもらいたい。結局、漁師の方々とか、または地元の警察とかそういうところが、も っと円滑に川にかかわるような環境づくりをしないと、河川といって、ただ、整備をすれ ばいいということだけではないと思うので、もうちょっと、そういうことをしやすいよう な環境づくりをしてさしあげることが重要ではないかと思うんです。外来種の話もありま したけれども、実際に、アメリカでも、土が流れないためにくずをたくさん入れたところ、 そのくずがとにかく川を逆に苦しめるような状況になって、マナティーとか、いろんな地 元にあるものまでも生息できなくなったりとか、非常に大きな被害を受けてるみたいなん ですけれども、そういうことも含め、もうちょっと幅広く、何かこの中で、川の利用の仕 方とか、あと、例えば伊勢の地域、この山の地域ですと、伊勢神宮があるわけですから、 1つの観光資源としての川というものは、とっても大事だと思うんです。国土交通省の別 のところで、例えば歴史的風土地域という形で山を全部かさかけて、それで歴史的な風土 を保全していきましょうということをやってますけど、河川の近くにある、例えば道具を 置く建物とかそういうものまでも、できるならばこの河川の中で風景として保全していく ためにも、建物とか、色とか、そういうものでも、何となく風景になるようなデザインも ここの中に考えてさしあげることによって、1つのセットになると思うんです。ですから、 単体で、ただ、工事をするということではなく、もうちょっとそういう広がりを持てるよ うなことも求められているような気がするので、ぜひ、地元にとって財産になってくれる 川でもあってほしいのではないかなと思います。

【分科会長】 ありがとうございます。

委員長、やっぱり、答えがあると思います。

【委員】 大変、貴重な意見でございます。本来、河川整備の基本方針ですから、河川管理者のなすべき行為を書けばいいわけですけれども、それだけにとどまらなくて、地域全体で、その河川を取り巻く環境をいかに、ひいては住民の生活環境をよくしていくという上で反映させていくべきではないかということでたびたび意見をいただいております。一応、その意見については書いております。子細に見ると、言葉も使い分けておりまして、河川管理者が自分でできるものは「何々する」、関係機関と連携を図ってやっていくべき

ものについては「努める」というような書き方で書き分けております。今、もう一つおっしゃった河川環境にかかわって、景観とかも含めて、いろいろもっとよくしていったらどうかというご意見は、大変ごもっともでございます。先ほどの阿賀野川でしたか、県と河川管理者が一緒になって、橋梁の色なんかも、これから決めていこうというお話がありました。従来、河川管理者はそういうことはやらなかったんですけど、河川の重要な景観の一要素であるという視点で、そういうことに着目したんだと思います。これは大いに評価して、他の河川、特に宮川も伊勢神宮のあるところですから、河川も重要な地域の景観の一部であるので、そういうことを反映していただいて、河川ごとに競争しながらそういう努力をしていただけたらどうかと思いますし、そのためには、貴重なご意見ですので議事録にとどめて、事務局から全国に発信していただければありがたいと思います。

【分科会長】 それで、実はこれから整備計画の段階で、それが本当に具体化するんだと思うんですが、河川によっては、 委員も、これに関してはいろいろおっしゃることがあろうかと思いますけれども、かなり現場の事務所が地元と連携して、広い視野でやっているということは実際にありますし、それをもっともっと実効性を高めていくというようなことは、おっしゃるとおりだと思います。もし、 委員から何かご紹介があれば。 【委員】 2つ、1つ関連で、1つ別件ですけど、鶴見川は河川環境の基本計画におい

【会員】 2つ、「つ関連で、「つ別件ですけど、鶴見川は河川環境の基本計画においては、降水時期の利用についてゾーニングしてなかったんです。大体、官官計画で指定するものという常識があったと思うんですけども、整備計画でゾーニングをやりました。整備計画でゾーニングを固めるというのはどういう事例があるのかわかりませんけども、そういうこともできるわけですから、基本方針が立って整備計画をつくるときに、ここはこういうゾーンにしようというのを河川管理者と地元がしっかり議論して、こういうのをやられれば、法定計画に入っていくということができるんだろうと思います。利用については特にやれるだろうと思います。

もう一つは、また、さっきの件なんですけど、言葉の整理をどうするかって、これから、やっぱり、ちょっと難しいなと。生息、生育、それから産卵、繁殖って、江の川の河川環境の整備と保全の2つ目の四角を見ていただくと、サケ、サクラマスやアユ等の回遊性魚類の遡上・産卵環境の保全・改善等として、動植物の生息・生育環境の保全に努める。概念整理をすると、生息・生育のほうが上位の概念で、その中に繁殖が入っているというのになると思うんですけど、まずはトクダシをしたわけですから、ここに書いてある遡上・産卵というのは繁殖環境の一部なんですね。細かいことを言えば、例えば卵から稚魚がか

えったら、それでもう繁殖環境は終わりかというと、そうじゃなくて、稚魚が流下するぐらいは繁殖環境だということにすれば、繁殖環境というのは、遡上もあるし、産卵もあるし、稚魚の流下環境もあるとか、豊かになっていくわけだから、こういう特殊な書き方をしちゃうと、後へ広がらないんだろうと思うんですね。ちょっと大変なことはよくわかりますけども、可能なところを可能に改定して、整備計画のときに、あと、すっきりするような工夫ができたらと思います。

【分科会長】 はい、どうぞ。

【委員】 委員、毎回毎回、繁殖しろ、繁殖しろとおっしゃるので、みなさん、うるさいと思ってるかもしれないんですが、生態学者の中には、生育、生息といってしまえば、当然、繁殖も入ると言う人もいるんです。ですけど、例えば鳥でいうと、ハマシギっていう冬鳥がいるんですが、ハマシギの生息場といったら、日本で考えたら、繁殖地に入るはずないんですね。逆に今度はコアジサシの生息地といったら、コアジサシは夏鳥ですから、日本にやってきたら、それはもう、繁殖地そのものをいうわけですね。それに対してコチドリの生息地といったら、コチドリは1年じゅういますから、その生息の中には、繁殖地と冬の間の御飯を食べるところも入るわけですね。そういうことを岸さんは、きっと非常にシビアに詳しく言われて、違うじゃないかということをおっしゃってるんだと思うんで、これは 委員がおっしゃるように、一度、大々的に整理する必要があると私も思います。

【分科会長】 そうですね。これ、さっきも出ましたけど、大分前からご指摘があって、 それから、河川では特に、産卵場所っていうのは非常に気をつけてやってるというのはあ るから、やはり、これから気をつけるし、言うまでもなく、点検していただきたいと思い ます。

ほかにございますか。

【委員】 ほかのことでもよろしいですか。質問なんですが、私は宮川というのは詳しく行ったことがなくてよくわからないんですが、宮川水系といったときには、宮川、勢田川、五十鈴川、全部入るんですか。入るとすると、この図を見ると、まこと複雑で、何か川がたくさんあるんだけど、つながってないみたいに見えるんですが、宮川とこの派川、大湊川っていうのは切れてるんですか。それから、五十鈴川派川というのと五十鈴川っていうのはつながってないんでしょうか。それをお聞きしたのは、多分、その右の写真というのは勢田川でしょうか、どこの川でしょうか、これは。

【分科会長】 この築堤になってるところでしょうか。

【委員】 ええ、そうです。勢田川でしょうか。

【分科会長】 事務局から回答をお願いします。

【事務局】 右の写真は宮川本川です。

【委員】 宮川本川ですか。

【事務局】 はい。

【委員】 それならいいんですが。

そうしますと、もう一つ質問は、次の川などだと、きちんと各水系の河川に基準点というのがあって、それで水量が書いてあって、それが足らないから、あそこを削る、ここを削ると書いてあるんですが、この宮川水系については、宮川だけに基準点があって、基本高水のピーク流量が書いてあるんですが、五十鈴川とか勢田川はどこではかっているのか、おわかりになったら教えてください。

【事務局】 では、簡単にご説明させていただきます。

流量配分図という形で絵がございまして、派川とかいろいろ、これ全部、基本的につながってます。低水、低い水のときにはきちんとつながってまして、大きな水のときに、洪水が流れない場合には線を入れて、そこは入れませんという計画になっているということです。今はまだ施設がなくても、いずれ水門でそこは仕切って、洪水はそこに入れませんというところが、例えば派川を、湊川なんかのところに線が入ってますのは、実は最終的に、ここは洪水は入れないような形にするという計画。今はそこはつながっています。まだ施設がないということです。五十鈴川の派川も同じでございます。基準点は、今、岩手でございまして、それ以外のところ、例えば五十鈴川での中村という主要地点がございまして、こちらで流量管理、見ているという形になってございます。

【委員】 わかりました。そうしますと、先ほどの上の写真というのは、この図でいう とどのあたりですか、河口の近くでしょうか。

【事務局】 宮川本川の岩出より少し下流なんですけれども、河口から8キロですから、ちょっと図ではなかなか言いにくいですが、岩出基準での下流のところで、河口から8キロです。

【委員】 大湊川より上ですか。

【事務局】 上です。大湊川は河口に近いところでございますので。

【委員】 それで、環境に配慮するというのは、例えば下に、河道掘削に当たっては水

際の河川環境に影響の少ない範囲で掘削し、掘削法面も緩勾配化すると書いてありますね。 その下に、ワンドとか、アユの産卵床を大事にして、この辺を削るという話ですか。そう じゃなくて、この掘削するときに気をつけるというのは、上の赤いところを掘削するとき に気をつけるというんですか。

【事務局】 大きく掘削するのは、この上に出ております砂州と、それから河岸のところ、こちらを掘削する。まず、ここを掘削するに当たっての考え方として、なるべく影響が出ないような形の掘削ということで今言っております。ほかにもちょこちょこ足りないところは当然掘削いたしますけれども、1つの考え方としては、きちんと環境配慮した掘削の仕方ということで、こちらにお示ししたということです。

【委員】 というのは、これはかなり河口に近くて、写真だからよくわからないんだけ ど、これは州ですか、砂地じゃなくて低水敷ですかね。

【事務局】 写真の左側は州がついてございます。右側は高水敷、つまり、陸地の部分を削るような形になると思います。前にもちょっと州はついてると思いますけれども。

【委員】 河川環境に影響の少ない範囲で掘削するなんていう面積じゃないような気がするんですけどね、これだけ削っちゃうときに。ここには何にも住んでなかったのか、どんな生物が住んでて、これだけ削っていいっていうことを決められたのか、検討されたんでしょうか。

【委員】 大変難しく、すぐ回答はできない問題だと思うんですけど、こういう箇所が河川の中に結構多くて、ある年度でばさっと削除するのではなくて、例えば5%ずつ掘削して、環境との対話をしながらやっていく方法になることかなと私は思うんですけど、いろいろ御指導をいただいて、現場や整備計画である日突然ばさっと切ることのないように、ひとつ、私としてはお願いしたいと思います。

【委員】 私も同じようにお願いしたいんですが、かなり広いところで、かなりの面積ですよね。いろんな生き物が多分いるんだろうと思うんで、ネコギギとか、そういう珍しい希少種、タナゴとか、そういうものはいないかもしれないけど、ここにはかなりいろいろな普通種も住んでいると思いますんで、慎重にやっていただきたいようにお願いいたします。

【分科会長】 どうぞ、事務局。

【事務局】 すいません。上の写真を見てまず説明したことと、それから、下のアユの 産卵床、ワンドと2つございますので、ちょっと混乱してるかなと思うので、もう一度、 きちっと説明したいと思います。

まず、上のほうでいいますと、河の中の左岸、写真で見ると左側のところは州になっていまして、そこの切り方は、きちんと水面より上のところを切った形で、水が入らないようにできるだけしていきたい。

それから、右側の木がいっぱい生えている、河畔林が生えてます。こちらのところも全面を切る形にはなります。切るに当たっては、やはり環境、様子を見ながら、一遍にばさっと開伐みたいな形じゃなくて、赤い印のところですけれども、この切り方も、環境を見ながらの切り方にはしていきたいと思ってます。当然、どういうものがいるかということは、きちんと調べた上で切っていきたいと思いますし、手前はどちらか畑みたいなところで、今は木がないところで利用もされているようなところで、そこを掘削するということになります。

それから、下の写真については、アユの産卵床のあるところですけれども、こういったところは当然、アユの産卵床に十分気をつけながら、できるだけさわらないことを考えたい。また、ワンドについても、これは残せるような形で切っていきたいということで考えてございます。

【委員】 関連ですが、 委員のご指摘されたのを見ると、河道掘削って書いてあるんですけど、これ、洪水時の流路を広げる、そのことによる対応ということなのか、河道掘削というと、今、水が流れていて、特にピンク色になっていないところも河床を下げるということなのか、これ、2つ意味が全然違うと思うんですよ。洪水時に川幅広く流すという、河堰を増やすということであれば、平常時の流れで、ここの瀬をつぶさないような形もあり得るわけで、アユとは書いてないですが、ここの瀬は多分、だれが見ても、河川生態やってる連中は、とってもありがたいところだと思っちゃうので、これが消えるようなピンクを全部ばーんと掘削しちゃったら、ここは下流から海の魚が入ってくるようなところになってしまうだろうというのはすぐ予想されるので、そのあたりの整理が必要かなと思いました。

【分科会長】 はい、事務局どうぞ。

【事務局】 先ほどお話があった、水際は触らないというのは、まさしく平水位よりも高いところの中の高水敷なり、砂州を切るということで考えてございますので、今おっしゃったように、河床を下げて何かが入ってくるとか、河床の中をいじるということではない切り方をしたいと考えてます。

【分科会長】 ご指摘のとおり、河道掘削という言葉一つで、おそらく問題があるので、 やはり区別をするようなことを考えなきゃいけないのかなという感じを持ってますが、こ れから検討していただきたいと思います。

委員、お待たせしました。

【委員】 たくさんの川を見てきますと、大抵その前にここの会で、文面で先に基本方針とか基本的なことを教わるわけですけれども、実際見ると、これよりはるかにきれいですね、日本の川は。光景としてもいいし、風景としても、この文字面にあらわれてくるよりは、かなり現実はいいなというふうに私は感じてます。 105河川廻って、江の川というのは特殊な川で、山陽に発して曲がるというか、普通ならちょっと考えられないような回り方をしておる川ですけれども、その中で、石州瓦って、とっても独特な瓦があるんですね。あれに見合う風土ができつつあるのに、残念ながら、さっきお話ししていましたように、橋梁、橋の色がアンバランスで、せっかく風土がつくりかかった中に橋が邪魔してるような、地元の人たちはどういうふうにごらんになっているのか、余計なおせっかいと言われるかもしれないですけれども、川と風土というのは切っても切れない、これからの資産になる。日本の景観資産ということじゃないかなというふうに思います。この川だけ見ると、その川の特色とか、その川の持ってるカラーがよく我々の目にも映ってこないんですが、実際行ってみると、特色とカラーこそが、その川の持ってる持ち味なんじゃないかな、この持ち味を大事にしていくということも、これから河川工学だけじゃなくて、川づくりには必要なことじゃないかなというふうに思います。

以上です。

【分科会長】 コメントということでいただきました。どうもありがとうございました。 ほかには、いかがでしょうか。

それでは、各河川に関連する委員の代理の方からご意見をいただきたいと思いますが、 最初に、宮川関係で 委員の代理の方、よろしくお願いします。

【委員】 委員代理の でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、 委員長を初めとする各委員の皆様のご理解によりまして、宮川水系の河川整備基本方針(案)が示されましたことをありがたく考えております。今後は速やかに、この河川整備基本方針を策定していただきまして、早期に河川整備計画の策定を進めていただきたいというふうに思っております。図らずも、 委員からお言葉をいただいたところなんですが、今後の河川整備計画の策定に際しまして、この場で1点だけ、お願いを

させていただきたいと思います。

宮川につきましては、本日の資料1にもございますように、清流日本一に、たびたび選ばれております。18年もおかげさまで日本一という結果をいただいております。三重県といたしましても、伊勢神宮も控えております。日本人の心のふるさととして、誇りに思う河川でございます。こういうことから、県といたしましても、流域住民との協働のもと、平成9年度から宮川流域ルネッサンス事業ということで、より豊かな河川を求めて、例えば流量回復とか、そういったところに取り組んでおります。また、地元の住民の方々も、河川環境には大きな関心を持っておられまして、さまざまな流域案内人とか、そういった活動をしていただいております。

今般、基本方針におきまして、正常流量ということで決めていただくわけでございますけれども、地元としても非常に関心の高いところでございますので、今回、基本方針の中にも記述はしていただいてはおりますけれども、今後、整備計画の策定に当たりましては、このあたりにつきましても、地元に対して丁寧にご説明をいただきたい。そしてまた、地元の意見を十分に聞き取っていただいた上で、流域全体を視野に入れた川づくりでありますとか、流域全体が連携して取り組める、そんな河川整備計画を策定していただくようにお願い申し上げたいと思います。

以上、お願いでございます。よろしくお願いします。

【分科会長】 どうもありがとうございました。おそらく、そういうことで地元へ引き 継がれると思いますので。

それでは、次に木曽川水系につきまして、 委員の代理の方から、お願いいたします。

【委員】 本日は大変ご苦労さまでございます。

木曽川水系につきましても、上流の水源等の保全のために、木曽川水域の上下流の方々の連携活動というのは非常に活発でございます。ぜひとも、この整備基本方針に基づきまして、整備等が早く進まれることを希望しております。

以上です。

【分科会長】 次に、同じく木曽川水系ですが、 委員の代理の方、よろしくお願い します。

【委員】 本日はどうもご苦労さまでございます。

岐阜県といたしましては、特に意見はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

【分科会長】 ありがとうございました。それでは、 委員の代理の方、よろしく。

【委員】 でございます。愛知県も岐阜県さんと同じで、特に意見等はございませんので、この基本方針(案)のとおり、よろしくお願いしたいと思います。

【分科会長】 ありがとうございました。それでは、最後に江の川で、 委員の代理 の方、よろしくお願いします。

【委員】 本日はありがとうございます。

今回ご審議いただきました江の川水系河川整備基本方針につきましては、特に異存はございません。早期に基本方針が策定されまして、引き続き河川整備計画の検討が進められますよう、お願い申し上げます。また、本日いただきましたご意見につきましては、今後の県の河川行政の参考とさせていただきます。ありがとうございます。

【分科会長】 それでは、 委員の代理の方お願いいたします。

【委員】 でございます。

今回審議いただきました江の川水系の河川整備基本方針につきましては、小委員会での検討を踏まえた案となっておりますので、特に異論はございません。今後、この基本方針に基づきまして河川整備計画が策定されることになるわけでございますが、策定に当たりましては、地域の特性に合った治水対策を講じていただきたいと考えております。それと、上下流バランスよく治水安全度を向上させる点にご配慮いただきたいということでございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

それでは、ひととおりご意見をいただきましたので、付議案件に対する当分科会の結論 を出したいと思います。

ただいまご審議いただきました宮川水系、木曽川水系及び江の川水系に係る河川整備基本方針の策定につきましては、当分科会として適当と認めるということにいたしたいと思います。いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【分科会長】 ありがとうございました。それでは、そのようにいたします。

各委員からいただきましたご意見等は、いずれも貴重なものでございますので、今後、 事務局におきましても、これを十分に検討し、施策の上に取り入れていただきたいと思い ます。

なお、社会資本整備審議会運営規則第8条第2項により、分科会の議決は会長が適当と

認めるときは審議会の議決とすることができるということになっておりますので、本件に つきましては、会長のご承認を得て、審議会の議決といたしたいと思います。

引き続きまして、今後の審議予定の一級水系にかかわる河川整備基本方針及び球磨川に おける河川整備基本方針の報告会の状況について、事務局から紹介があるということです ので、よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、資料5でご説明させていただきたいと思います。河川計画調整 室長の でございます。お許しいただいて、座って説明させていただきたいと思います。

今後の河川整備基本方針の策定についてということでございます。まず、日本の地図がございまして、旗揚げをいろいろ色でしてございます。まず、紫色のところでございますが、これが今、ご審議をいただきました7水系でございます。それから、赤い水系、これが今からご説明いたします新たに審議を開始する水系、北海道の湧別川、山口県の小瀬川、宮崎県の小丸川、熊本県の菊池川、この4水系でございます。それから、黄色いところで旗揚げしております4水系、これは小委員会での審議は終了しております。今後、この河川分科会で、いずれ報告をするという水系でございます。現在、策定済みが74水系ということでございます。

それでは、次のページからご説明させていただきます。

まず、湧別川水系でございます。これは北海道の水系でございまして、流域面積が1,480平方キロ、幹線流路延長は87キロの河川でございます。主な市町村は、湧別町、上湧別町、遠軽町でございます。

これまでの工事実施基本計画でございますが、対象降雨量が実績の大正18年8月の洪水で決まってございます。基本高水のピーク流量が1,800トン、計画高水流量が1,800トン、基準地点が開盛というところでございます。

地域・河川特性及び降水量でございますが、この川は源流から海岸まで非常に距離が短い。その中で、特徴といたしましては、複列の砂州が発達しているような河川でございます。年間の降水量は約800ミリと、全国で最も少ない河川でございます。

これまでの主な洪水被害でございます。これは一番下のところに入れておりますが、平成10年以降、1,000トンを超える洪水が10年、13年、18年と発生してございます。特に河口部におきましては無堤区間がございまして、写真にございますように、水害なんかも生じているという状況でございます。

治水対策でございますが、右側のところでございます。現在の治水対策といたしまして

は、この4つの中の一番左の下のところでございますが、河口部、無堤部での堤防整備を 実施しているということでございます。

河川環境でございますけれども、サケやカラフトマスの遡上するような河川でございます。また、写真にございますオホーツクフィッシング大会でございますが、渓流釣りの方がたくさん訪れる河川でございます。また、高水敷に樹林地がありまして、ここにオオワシの写真が載ってございますが、ワシ・タカ類が採餌をしたりしているという河川でございます。

次のページにまいります。小瀬川水系でございます。これは山口県と広島県と両方にまたがっている水系でございます。

流域及び氾濫域の諸元といたしまして、流域面積が340平方キロメートル、幹線流路延長が59キロメートルでございます。主な市町村は、廿日市市、大竹市、岩国市でございます。

これまでの工事実施基本計画でございますが、降雨量で100分の1規模で決まってございます。基本高水のピーク流量は3,400トン、計画高水流量は1,000トンとなってございます。基準地点は両国橋というところでございます。

地形・河川特性及び降水量でございますが、江戸の初期、関が原の合戦のころから、安芸・周防国の国境の紛争を繰り返してきたという河川でございます。この国境が確定した以降は、こちらに平面図で色分けしてございますが、干拓が進んでまいりました。この干拓地が現在では石油化学コンビナート地帯になっているといった河川でございます。こちらの年降水量でございますが、下流域で1,600ミリ程度、上流域で2,000ミリ程度の河川でございます。

主な洪水被害、これは真ん中の下にございますが、平成17年の9月に既往最大の洪水が発生しております。約3,400トンという大きな洪水が発生したということでございます。

治水対策でございますが、弥栄ダム、小瀬川ダムというダムが建設されてございます。 また、河道では中市堰という堰を改築してございます。

次に、河川環境でございますが、上流部では羅漢峡という渓谷美がございます。また、中流部では弥栄峡、蛇喰磐等といった露岩の景勝地が点在しているところでございます。 また、河口には河口干潟が発達している河川でございます。

次のページへまいります。菊池川水系でございます。

流域及び氾濫域の諸元でございますが、流域面積は996平方キロメートル、幹線流路延長が71キロメートルでございます。主な市町村は、玉名市、山鹿市、菊池市等でございます。

これまでの工事実施基本計画でございますが、対象降雨量は100分の1規模で決定されてございます。基本高水のピーク流量は4,500トン、計画高水流量は3,800トンでございます。基準地点は玉名地点でございます。

地形・河川特性及び降水量でございますが、模式図を見ていただきたいんですが、中流部に菊鹿盆地という山鹿市街地が広がっているところでございますが、こちらに4つの主要な支川が集中してございます。ここの山鹿市街地区で洪水氾濫が発生しやすいといったことになってございます。この盆地の下流に山がありまして、また、玉名市街地で開けていくといった流域の構成になってございます。年間降水量は約2,200ミリで、全国の約1.3倍ぐらいだということでございます。

主な洪水被害でございますが、平成2年に大きな洪水がございまして、中流部を中心に、 ほぼ全川にわたり被害が発生したということでございます。

治水対策でございますけれども、加藤清正の時代から治水対策がございまして、これは 現存しているということでございますが、石はねが残ってございます。それから、山鹿の 捷水路、山鹿市街部におきまして、ショートカットをした捷水路をかつてやってございま す。また、ダムでは竜門ダムを完成させてきているということでございます。

河川環境でございますが、上流部は菊池渓谷という景勝地になってございます。中流部では瀬、淵が連続して、アユの産卵場が存在している。また、チスジノリの生息も確認されてございます。こちらで秋の風物詩というオロ垣漁という写真がございますが、これは川にしめ縄を張りまして、しめ縄のあいているところに竹垣で水路のような形をつくってございます。アユはしめ縄をよけて水路を通っていく。そのときに出口を網でぱっと閉めますと、一網打尽にアユがとれるという漁をやっております。オロ垣というのは竹垣のことでございます。また、汽水域にはヤマトシジミが生息しているという環境でございます。

流域面積が474平方キロメートル、幹線流路延長は75キロメートルでございます。 主な市町村は、西都市、日向市、高鍋町、木城町でございます。

次にまいります。小丸川水系でございます。こちらは宮崎県でございます。

これまでの工事実施基本計画は、昭和25年9月の洪水、実績洪水で決まってございます。基本高水のピーク流量3,600トン、計画高水流量が3,000トンでございます。

基準地点は高城地点になってございます。

地形・河川特性及び降水量でございますが、こちらに縦断図がございますが、非常に急流河川になってございます。年間降水量でございますが、約2,800ミリメートルと、 全国1.6倍と非常に多く雨が降る多雨地帯でございます。

主な洪水被害でございますが、平成9年、16年、17年、4,000トン以上の洪水が発生してございます。計画規模を上回る洪水が発生しているというところでございます。

治水対策でございます。もともとこの河川は急流で、さらに暴れていたところで、複雑な河川形態であった。それを昭和20年代から河道整備を始めまして、今のような真っすぐな形に直してきているという河川でございます。勾配はきついということで、床固めを計画的に整備をして安定化させてきたという河川でございます。

河川環境でございますが、河口部には沈水植物、特にコアマモ等が生育しておりまして、 そこにアカメという 非常に大きな、目が赤い魚でアカメとなっていますが、こういったものの稚魚が生育するような場所があるということでございます。中流部には河跡湖が 点在している。先ほど言いました暴れていた川でございます。たくさん河跡湖が残ってい るということでございます。上流部には尾鈴県立自然公園があるということでございます。 以上でございます。

次、A4版の資料6でございます。くまがわ・明日の川づくり報告会についてということでございます。

6月の河川分科会におきまして、球磨川の整備方針につきましての熊本県といいますか、 地域での説明責任について、こういう報告会をやってまいりますということを、皆様に一 度ご報告させていただいております。

今回は中間の報告といたしまして、これまで、どこまでどういう形でやってきたかとい うことを、こちらで報告させていただきたいと思います。

開催の目的につきましては、基本方針の内容、小委員会または分科会等での審議の状況を地域の方々にきちんとご説明、ご報告をするということでやってございます。できるだけ地元市町村と調整の上でございますが、小さい単位、校区や町内会等、丁寧にご説明をしております。ことしの5月14日の球磨村を皮切りに、これまで2市4町3村の36カ所、右側に一覧の表になってございますけれども、36カ所で延べ1,000人ぐらいの参加で、今、説明をしてございます。まだ、説明中でございます。

状況につきましては、真ん中に写真等を入れてございますが、パワーポイントを映しな

がら、配付資料、これも前回の分科会で配付させていただきましたけど、冊子をつくりまして、基本方針の内容、小委員会での審議内容についてご説明できるようにしてございます。今、実施済みの市町村でございますが、こちらの表にございます黄色いところ、7町村は実施が終了いたしました。実施中は、今、八代市と人吉市の2市でございます。今後、日程等調整中の市町村は3町村、そして、流域外の報告、これは熊本県内のほかの流域外でも数カ所、今、開催する方向で検討中であるということでございます。これは中間報告ということで、今やっている状況について報告させていただきました。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。今後、河川整備基本方針を審議する河川についての概要の説明と、球磨川での報告会の経過についてですが、何かご意見、ご質問ございますでしょうか。

マスコミは最近はどんな動きをしているんでしょう、こういう説明会に対しては。

【事務局】 新聞等において、こういう開催の状況等については何回か出ておりますし、 そういう意味ではマスコミからも注目されておりますが、きちんと取材もされているとい うことでございます。

【分科会長】 どう言ったらいいのかな、正当に理解されているかどうかという面では、 もちろんマスコミだからいろいろあるんでしょうけど、そういうふうな感じは、昔はかな り批判的な対応だったのが、これ、主観的な話で答えにくいかわかりませんが、変わった とか、そういう実感はないんですか。

【事務局】 これについて批判的という話ではございませんで、きちんとやっている内容についてご紹介していただいてるということでございます。

【分科会長】 ほかに、もしご意見がなければ、次の3番目の議題に入りたいと思います。

前回、当分科会で設置いたしました気候変動に適応した治水対策検討小委員会並びにユ ビキタス情報社会に向けた次世代の河川管理のあり方検討小委員会の検討状況について紹 介があるということですので、事務局からよろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは引き続きまして、気候変動に適応した治水対策検討小委員会の検討状況について、ご報告させていただきたいと思います。資料7でございます。

まず、1枚目をあけていただきまして、小委員会の委員名簿をつけてございます。前回 の分科会のときには、まだ委員の選定はできておりませんでして、分科会長と小委員長の 中で委員を決定するということでございまして、今こちらに、決まった委員という形でご紹介させていただいております。

次のページをおめくりいただきます。スケジュールでございますが、第1回を8月27日に実施いたしました。第2回を9月27日に実施しております。第3回目をこの10月下旬、実施していきたいと考えてございます。適応策についての基本的方向の議論、それから、具体的な適応策に関する議論、こういったものをやりながら、中間取りまとめというのを一度やろうと思ってまして、その議論をこれからやっていく。しかし、まだまだ適応策等につきまして、この委員会、非常にいろんな議論が出ておりまして、これからも、中間取りまとめの後、答申までの間、議論をしていただくという形で考えてございます。

次のページにまいります。実際にどういう議論をしているかということについて、ご紹介させていただきたいと思います。まず、1枚目に出ておりますのは、ゼロメートル地帯に集中する大都市ということで、まず、我が国がどういう状況にあるかということを簡単にご説明いたします。大都市がこちらにございますように、青いところは非常に広い海面下になっているようなところがある。こういうところに大きな町が、例えば東京であり、大阪であり、伊勢湾のところでもありという形で発達しているところであります。我が国は、約10%の洪水時の河川水位より低い土地、つまり沖積平野の10%の土地に人口が半分、資産は約75%、4分の3があるという、こういった洪水、また高潮の被害を受けやすい立地条件だということでございます。

次のページ、お願いします。そういう状況の中で治水をやっておるわけでございますが、 安全度の確保状況ということで、諸外国と比較をしております。日本につきましては、見 ていただくとおり、例えば大河川、ここでは利根川を挙げておりますが、当面の目標、つ まり、約30年ぐらいの目標に対しても、まだ達成率は約60%、中小河川でいいますと、 5年から10年の当面の目標に対しても、達成率は50%ぐらいということで、まだ改修 途上の状況にあるということでございます。

次、お願いします。こういった状況の中で、今後、地球の温暖化に伴います気候変動が生じる。その中で、こちらに幾つかのシナリオ、これ、よく出てくる図でございますが、どのシナリオを見ましても、地球の気温は1.8度から大体4 の間ぐらいで上がっていくということが予測されてございます。こうなりますと、それに伴います海水面の上昇や、また、豪雨の激化、台風の激化、こういったことが考えられるということであります。先ほどの日本の置かれている状況の中で、今後、厳しい状況が想定されるということでござ

います。

次のページ、お願いします。海面の水位の状況のデータでございます。上昇している状況がわかると思います。

次、お願いします。豪雨日数の増加ということで、これは2100年までのシミュレーションでございますが、日降水量が100ミリ以上になる豪雨日数が、今後増えていくということでございます。

次、まいります。こうした中で、気候変動による影響はどうなるかということを、この 委員会の中で試算をいたしました。まず、雨が100年後にどれぐらい増えるか、これは 地球規模でのモデルを使いまして、いろいろな検討がなされております。そこから、大体、 降雨量がおおむね 1.0 から 1.2 倍程度増えるということが日本ではわかってまいりまし た。地域によっては 1 . 3 倍、最大になりますと、 1 . 5 倍程度まで雨が増える可能性があ るということでございます。そこで、雨が増えるということを前提に、今の河川の計画に 出ております計画降雨量を 1 . 1 倍、 1 . 2 倍、 1 . 3 倍、 1 . 5 倍と、大体、先ほど雨が増 えるという倍率に合わせまして、引き伸ばしをしてみました。それでレース解析を行いま して、基本高水のピーク流量はどう変わるかということを試算いたしました。各地域の一 級河川のうち、1つずつ選びまして計算した結果が、こちらの8ページの図でございます。 見ていただきますと、雨の倍率以上に流量の伸びがどうもあるということでございます。 例えば利根川で見ていただきますと、1.1倍でも2万3,600、1.2倍なら2万5,9 00と、実際の雨の倍率以上に流量は伸びてきている。倍率以上に重要なところが流量の 絶対値でございまして、例えば1.1倍でも2,000トン以上伸びてきたりするわけでご ざいます。そうしますと、河川としての今のキャパシティーがございますが、これからだ と非常に厳しい状況が想定されるということでございます。今までの河道の改修や洪水調 整施設、こういったものでの改修方式において、流量が増加するものに対して対応が難し いといったことも考えられるような状況が出ているということでございます。この中で、 どういう形で治水として適応策を考えていくのかということを委員会で今議論をしていた だいております。

次のページにまいります。こちらに、気候変動に適応した治水対策としての基本的な考え方ということで少し整理をしてございます。

まず、基本的な考え方といたしまして、治水というのは長期的な計画のもとに整備を進めております。という意味では、まず、これをきちんと継続する、特に今もまだ改修途上

でございますので、継続する中で外力の変化を適切に想定して適応策として取り込んでいくといった考え方で、今後、治水の適応策としてのやり方をとっていきたいということでございます。

その中で、基本的な方向として、3つの観点から適応策を考えていきたいと考えてございます。まず、施設を中心とした観点からの適応策、社会構造の見直しの観点からのもの、それから、防災対策を中心とした観点からということで考えてございます。特に、施設を中心とした観点からというもの、これはこちらにございますように、外力変化に対する施設の信頼性の確保、また、既存施設の徹底活用をしていく、または延命化を図っていく、そして、そういったものを図りながらも、足りないものについては新規施設の整備を図っていく、こういったことを考えてございます。また、社会構造の見直しにつきましては、土地利用のあり方というか、住まい方のあり方、こういったものまでも含めて適応策を考えていく必要があるのではないかということでございます。それから、防災対策につきましては、大規模災害への対応とか体制の整備、新たなシナリオによるソフト施策の推進、これは外力が変わる中で、新たにシナリオも変わってまいります。そういったものをきちんと想定した上でのソフト施策を考えていきたい。特に施設だけでなかなかできない中では、こういう大規模災害なんかも組み合わせた中で適応策を考えていくということでございます。

さらに、進め方についても、基本的方向として4つ考えてございます。まず、予防的措置への重点投資をしていきたい。これは起こってからでは遅いということの中で、今、予防的措置へと重点投資を考えていきたいということでございます。また、順応的なアプローチの採用、不確実性が伴うことでございまして、こういったものにつきましては、知見の蓄積、また、データの蓄積、こういったものをやりながらシナリオを修正していく、そういった順応的なアプローチの採用を考えてございます。また、技術開発をしながら、特にこういう気候変動、世界共通の部分もございまして、それについては世界への貢献ができるように、日本の技術、また、日本のすぐれた経験を発信していきたいということでございます。それから、最先端の研究、こういったものを取り込んでいかないと、なかなか解決できない問題がたくさんございます。そのために調査・研究の推進、これは関係機関とあわせてやっていく。そして、それを治水計画へ反映していきたいと考えてございます。

実際の実施方針でございますが、まずは、今後IPCCの報告書、第5次報告がいずれ出てまいります。2013年が予定といわれてございます。これまでの大体5年ぐらいの

間に、いろんな研究が進んでまいります。これは文科省にしろ、環境省にしろ、気象庁に しろ、こういった知見が出るまでの間についての第1段階、それから、そういったものが 出た後に、それに基づいて定量的な目標を定めてやる第2段階、こういった2つの段階で 適応策を進めていきたいというふうに考えてございます。

第1段階につきましては、まだ改修も途上でございますし、今の目標の中で、既存施策の中で基本的方向を踏まえた施策、先ほど言いました3つの観点でございますが、こういったものを踏まえた施策を重点的に、その中でもやっていきたい。また、気候変動によります外力の変化で、治水安全度の低下する可能性が強いということで、安全度の低い箇所の対応はできるだけ優先していく、こういった姿勢で、まず、第1段階はやっていきたいと思っています。

第2段階になりますと、今の施策は当然、5年とか短期間を想定しておりますので、既存施策の中での実施は継続していく。そこに新たに定量的な目標を定めますと、それに向けて、新規に効果的、効率的な対策を検討して実施していく、こういった取り組みでやっていきたいということで、今、議論をしているところでございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。

引き続き、ユビキタスについてお願いします。

【事務局】 河川情報対策室の でございます。

引き続きまして、資料 8 をもちまして、ユビキタス情報社会に向けた次世代の河川管理 のあり方検討小委員会について、ご説明をさせていただきたいと思います。座って説明さ せていただきます。

1ページ目をごらんいただきいと思います。この小委員会は、第28回の河川分科会、7月27日に開催されましたが、そこで設置されたものでございます。当時、委員長は委員ということで決められておりましたが、その後、委員がこのように決まりました。地方の首長さんですとか、あるいは情報関係、河川関係の大学の先生、NPOでいろんな災害ボランティアですとか、あるいは災害弱者の方々に対するいろんな研究をされている方、それからマスコミの方々等々に入っていただいて、今、検討していただいているということでございます。

2ページでございます。第1回を平成19年8月28日に開催いたしました。最初に、「次世代の河川管理」の方向性についてということでございまして、当初、12月中に結

論ということで始めましたが、8月の議論がかなり活発ということでございまして、今、 この3回を行った後のスケジュールについて検討しているということでございます。さま ざまな課題がございましたので、方向としては、もっと綿密に議論するということになる のではないかというふうに考えてございます。

3ページでございます。委員会設置の背景でございます。大まかなことはご説明しておりますが、簡単に申し上げますと、被害最小化のため、最近、集中豪雨あるいは気象変動というのがございまして、なかなかハードだけでは対策ができないということで、ソフト対策に対する重要性が高まっているという話、それから、右側でございますが、限られた予算や人員・体制で行うということで、効率的、効果的な維持管理というものをしていかなくてはいけないということでございます。

世の中、ユビキタス情報社会の到来があるということでございます。それから、政府全体としても、ICT(情報通信技術)を活用したイノベーションを行っていくという方向がございますので、そのような背景、それから課題等にのっとりまして、下に書いてございますような検討事項について検討しようとする委員会を設けたということでございます。平常時、ICT等を活用いたしまして、効率的、効果的な維持管理をしていくにはどうすればいいか。それから、非常時に高度な危機管理をしていくにはどうすればいいのか。それから、非常時、我々の中の話ではなくて、国民の方々にどのように情報を提供していくのかという観点。それから、治水のみではなくて、河川環境あるいは河川利用というものへどのようにICTを活用していくのか、その具体的な手法は何かということを検討していただこうということで了承をいただいたところでございます。

4ページでございます。河川管理といいましてもなかなか概念が広いので、今回はどのあたりをターゲットにしていくのかということでございます。すべての分野について検討してもいいんですけれども、主な検討課題といたしましては、そこに書いてございますけれども、一番上の施設整備、主にハード整備でございますが、ハード整備については、今回、必要であれば議論ということでございまして、2段目以降、施設管理、どちらかといいますと、これは主に、治水関係に関するソフト施策みたいなものです。それから、利水・利用という観点、それから環境という、そのあたりのソフト対策に関連するような河川管理について、主に検討していただこうと、このあたりを我々の河川管理の効率的あるいは効果的なあり方というのはどうなのかというのが1つ目の観点。

その下に共通課題とございますけれども、こんなようなことを効率的あるいは効果的に

行っていくためには、当然、情報というものをどのように取り扱っていくのかということは非常に重要でございます。このようなもののあり方をどうするのかということを2つ目の観点ということで検討しているところでございます。

次の5ページでございますけども、情報のあり方についてということで、1回目の委員 会で検討させていただきました。左上に現状というのがございますが、情報が河川管理者 から、あるいは市町村、水防組織、河川利用利者、住民に対して一方的に提供するという 形ではなくて、河川管理者、都道府県、それぞれ住民の方々も含めて情報を共有化すると いう考え方にしていく必要があるのではないかということでございました。その中で、方 向性といたしましては3つぐらいあるのではないか。1つがユビキタスという方向性で、 これは、だれでも、いつでも、どこでも容易に情報がとれる、そういう観点が必要なんじ ゃないか。家にあるパソコンじゃないとなかなか情報がとれないというのでは、外にいた 場合には情報がとれないということなのじゃないか。カスタマイズということで、利用者 向けに、その人のTPOに応じた情報が必要なんじゃないか。ある地点にいる人が、今、 破堤をしたとしたら、何時間後にそこに洪水が来るのかというのは、それぞれの人のいる 場所によって違うわけでございますけども、そういう方々にとって即した情報を提供する ことが必要なんじゃないか。3つ目が双方向性ということで、情報を入手するだけじゃな くて、だれでも、いつでも、それぞれ情報発信していただいて、それをどのように関係者 の中で共有していくのか、こういう観点が必要なんじゃないかということで議論をしてい ただいているということでございます。

6ページでございます。その具体的な施策ということで議論しているところでございます。1つはユビキタスという観点から、これまで我々のほうは、どちらかといいますと、パソコンですとか携帯電話というようなもので、水位とか、雨量とか、あるいはダムの操作ですとか、あるいは予・警報といったものを発信してきたわけでございますけれども、なかなか高齢者の方々、特に災害については弱者という立場におられるわけでございますが、こういう方々で、なかなか扱いづらいという方もおられますので、そのような方々にはデジタルテレビみたいなものを使って発信することにしたらいいんじゃないかとか、あるいは車の中ににおられる方に対しては、カーナビみたいなものに提供が必要なんじゃないか、媒体をいろんなものに多様化していく必要があるんじゃないかと、このような議論を今しているということでございます。

7ページでございますけども、双方型の河川情報プラットフォームということで、これ

まで河川管理者のほうから住民の方々に一方的に情報を提供してきたわけでございますけども、逆に防災のNPOの方々のほうから情報を提供していただいて、それをどのように我々の河川管理の中に生かしていくのか、このようなあたりの観点も必要なんじゃないか。ただ、そのときの情報の責任ですとか、あるいは信頼性といったものはどのように考えるのかという課題が残るということでございます。

まとめますと、8ページでございますけれども、左側に書いてございますが、いろんな河川とか河川管理施設の操作の省力化とか自動化という効率化、我々の中での効率化のような話と、それから、非常時、平常時における河川情報の提供という話、要するに、情報の共有化というのはどうすればいいのかという話、それから、そういうものを支える予測技術の向上とか、あるいは双方向コミュニケーションによって生じる地域との連携みたいなものをどうしていくのか、それから、情報を蓄積するという観点から、プラットフォーム、データベース構築をどのようにしていくのかということを、これから個別の具体的な施策について議論していこうということでございます。1回目でこのような議論をしましたところ、主な意見といたしましては、河川管理者としての視点だけではなくて、住民の方々からの視点ということで整理をしたほうがいいんじゃないかとか、あるいは平常時と非常時という切り口だけではなくて、ボランティアの方々もおられるので、復旧、復興の時点も視野に入れたほうがいいのではないかとか、あるいは一般の方々がわかるような情報の加工、そういうものが必要じゃないかとか、あるいは情報のあり方だけじゃなくて、実際に人を機能させるような人的ネットワークみたいなものの後押しも必要なんじゃないかというような、さまざまな意見が出されたということでございます。

以上でございます。

【分科会長】 ありがとうございました。それでは、気候変動に対応した治水対策、ユビキタス情報社会に向けた次世代の河川管理のあり方、両検討委員会の経過報告でしたが、何かご質問とかご意見はございますか。

はい、 委員さん。

【委員】 おそらく、資料は抜粋して出していらっしゃると思うんですけれども、ちょうど4ページのところに、海外との比較ということの中で、オランダとかイギリスとか欧米諸国が出てますけれども、アジアが出てないんですね。むしろ欧米のやり方よりは、アジアとの比較のほうが日本に合ってるような気がするんです。特に洪水とかそういうことからしてみると、非常に水位の標高レベルというのが、例えば、おとといまでタイにいた

んですけど、チャオプラヤ川がどういうふうな形をやっているかとか、今、新しくできた 空港が洪水に遭っているので、道路の計画の中で、大きい道路の真ん中にカナルをつくっ て、そこの洪水地にそこから水が流れるように道路計画と組んでやっているわけですから、 日本も河川との組み合わせが、道路と一緒にやることによって、もしかしたら地域によっ ては、洪水時のときには、そういうやり方も考えられるんではないかと思うんです。

それと、カンボジアに行きますと、メコン川が逆流するときに、結局、いい土とかを持ってきてくれるわけですから、別に洪水について、プノンペン側の町のところは、なるべく町を守るようにしてますけれども、反対側は高床方式のお家をつくったり、または逆に洪水を歓迎しているような形になっているので、日本の中にもそういう地域がもしかしたら合っているならば、そういうやり方もそこの地域に見合ったような形で考えるということが重要じゃないかなと思うので、もうちょっと、いろんな地域や文化の事例もあってもいいんではないかと思いました。

それと、もう一つはユビキタスのほうなんですけれども、ユビキタスというのはすごく大事なことで、最先端の技術を使うということもとても大事だと思うんですけれども、最後はやっぱり、人命を守るとき、アナログだと思うんです。それで、ここにはもうちょっと、コミュニティの構築についても入れたほうがいいと思うんです。いくら、だれでも、どこでもといっても、ここにあるように、デジタルとかそういうものに対して非常にアレルギーのある世代もあるわけですから、そういう方々は、やはり、コミュニティの連携というのがすごく重要だと思います。

それと、この一番最後の表の中で、8番で、もしかしたら、これはある意味では試例の 段階であるのかもしれないので、都道府県と市町村といろいろここに書いてありますけど、 最後が市民なので、逆に都道府県から直接市民に、市町村から直接市民にというラインも ここにあったほうがいいんではないかと思うのは、何か災害のときには、もう、あちこち 電話するわけなんですね。そうすると、とにかく、どこも電話のラインがつながってなか ったりとか、または連絡がとれないということになってパニックになるので、こういう命 令系統にどうしても、もしかしたら、これはただ並べただけかもしれないんですけれども、 やはり、だれが、どこで、だれとというのは、機械がなければだめということではなくて、 自分自身が自分で自分のことを守ったり、または地域住民とのかかわりということもとて も大事であるということで、コミュニティづくりもぜひ、ここの中に組み込んでいただき たいと思います。 【分科会長】 どうも貴重な意見、ありがとうございました。治水対策のほうについては、 委員長、おられますけれども、何かコメント、ございますか。

【委員】 どんな状況かということは事務局から説明がありましたので、どういう雰囲気で委員会の議論が進んでいるのかをお伝えして、役目を果たしたいと思います。

気候変動に適応した治水対策については、事務局の原案をベースに議論が活発にされております。順応的なアプローチの採用と予防的措置への重点投資については、皆さんお認めだと思います。気候変動の問題は、河川が最も深刻に受けとめなきゃならない問題で、社会構造の見直しの観点もありますが、流域対策と治水施設のあり方の問題もあるということで、しっかりと危機意識を持って検討する必要があると考えています。どういうシナリオでそのあたりをやるか、短期的にやることと、長期的にやることと、それから、ここに書いてありますように、調査研究の進展の状況を見ながらどう進めていくかとか、いろいろ議論があります。これからも委員会は続きます。ぜひ、危機意識、問題意識を持ってしっかりと議論をしたいと思ってます。

【分科会長】 ただいまの 委員のアジアというのは、やはり非常に重要だったと思ってるんです。それで、この検討委員会でも、ターゲットとしてアジア貢献というのを挙げているわけで、ここへ出ている欧米の国、これはまさに沖積地主体の国じゃないんですよね。谷底平野に住んでいるという、なだらかな丘陵地帯に住んでいるようなところで、まさにアジアの沖積地が問題になっていることは、整備水準の比較というようなことで非常に難しいかわからんけれども、少なくともそれを意識してないと、アジアに対する貢献というような役割が果たせないと思いますので、限られた時間ですけれども、先ほどの意見を伺いながら、視点としては、ぜひ、それを入れておいたほうがいいと思います。

それから、ついでで言いますけれども、4ページ目の治水安全度の整備水準というのは、要するに、今言った地盤が安定したところに住んでいる欧米では、もう完成に近いということを言ってて、日本のような沖積地では、なかなかおくれていると言うんだけども、実はオランダとかイギリス、アメリカも河川によって違うと思いますけれども、気候変動に適応してどういう対策をするというのをかなり数値的に挙げて検討している。そういう世界的な動きがあるというのを、これ、ICHARMが資料を持っています。ICHARMに聞けばわかりますので、整備水準がここまでだけれども、やはり気候変動に対して各国が対応策を具体的に出しているという事例があると思いますので、それをぜひ入れられたらと思います。

【委員】 私も治水の委員会に入ってるんですが、今、先生から出たお話等含めて、オランダについては、1985年の時点での雨の降り方、洪水のあり方に対応する計画ということでありまして、直近の個々に全面的見直しがもうされているはずだし、この間もちょっと申し上げたんですけれども、国土完全防衛を蜂起しているという戦略的な転換もやっているというふうに聞いていますので、やっぱり過去データじゃなくて、気候変動を見据えて各国が戦略的にどういうかじ切りをしてるかというのが出ないと、ちょっとまずいと思います。

それから、これに関しては、さっきのまとめのところで、また、委員会のほうで発言できると思うんですけども、社会構造の見直しとか順応的なアプローチというのは、ちょっと、やっぱり河川局としては遠慮のし過ぎという気がして、遠慮があるんだろうなと思いますけど、社会構造というのは、はっきりいえば都市構造とか地域構造ということで、ソーシャルストラクチャーと言われたら、わけがわからなくなっちゃうんですね。ところが、都市と言っちゃったり、地域と言っちゃったりすると、やっぱり、いじめられるのかなと思うけども、やっぱり、いじめられたって前へ出なきゃいけないときは出なきゃいけないので、婉曲法は、なるべく避けられるところは避けましょう。いつも婉曲法、河川局って婉曲法を使わないところだと僕は思ってたんですけど、だんだん婉曲法になっている。

それから、順応的なアプローチというのも、こんなのは保全生態学をやっているようなところではこれでいいかなと思うけれども、もっと危ないことをやるわけですから、やっぱり、順応的、総合的とか、総合的と書けば総合治水なんだから、そんな表現が欲しいな。ちょっと、十分、皆さん緊張してるんですけども、表現が非常に遠慮がちで婉曲で、どんどんそうなっていくのが心配です。

それから、ユビキタスのほうは、これ、前からあるんですけど、5ページ、それから7ページを見ていただくととってもよくわかるんですが、7ページを見ると、住民のところに、防災NPOとか、環境NPOと書いてあるんですね。多分、大変なときには防災NPOとか環境NPOは頼られるんだと思うんですけども、ところが、5ページは、環境NPO、防災NPOはどこにいくんでしょうか。通常の自治体がいうと、住民というのは町内会で組織された人のことをいいますから、同じ町内にいても、テーマ型で動いている人たちって外されるんです。それはごく常識なんです。組織の上でいうと、テーマ型の人たちは市民活動といい、住民は愛好会をつくるのがごく普通なんです。愛好会とテーマ型の市民集団が区別できないと、これから先、市民連携ができない。防災とか環境のNPOとい

うのは、国際的にいえばパートナーなんですね。だから、自治体のように行政の直接民主主義的な構造を維持しようと思うところは町内会に依拠しようとするんですけども、それは自治体のご都合であって、町内会は、いざというときに指示がなければ動けないんですよ。指示をするような動きをサポートするのは、パートナーとして位置づけないと、特に大企業が何か大災害があったときにだれを頼れるかというと、地域の町内会は頼れないんですね。そういうときは、ふだんから長くおつき合いをしている信頼のあるNPOに、何をしたらいいかと聞くんですよ。そのあたりが、もう新しい展開として見えてるし、固まってできているわけだから、いつまでも住民、住民と言わないで、どこかにやっぱり市民NPOというのが入るような形にしてほしい。これも、せっかく河川局が前に出たのに、また婉曲になってるかなという感じです。

【分科会長】 ありがとうございました。ほかに、両検討会に関するご意見、ご質問、 ございませんでしょうか。

【委員】 さっきの話でもあるんですけど、オランダが最近、この間テレビでもやっていたので感心したんですけれども、水とともに生きようということで、今までは整備をして、大工が壊れないようにしてたのが、結局、水の上に家を建てようということで、水位が上がると家まで浮くんですね。それで、軸を柱として、中の整備をしておきながら、ちゃんとくいを打って、そして、一番下のところが空気が入るようなポケットにして、水位が上がると、ともに家が上がるようにしてるわけなんです。もちろん、それがすべてのお家ではないんですけれども、そのような社会実験をたくさんしているので、日本はこれだけの技術を持っているわけですから、もっとすばらしいものができるんじゃないかと思うので、ぜひ、そういうことも考えていただきたいと思うんです。

それと、アメリカで今はやっている映画で、「エバン・オールマイティ」という映画なんですけども、地元の開発会社が国会議員と一緒に組んで悪いことをするんですけれども、ダムづくりに、結局、そこからお金をとるわけなんですね。そうすると、ダム整備にかけなきゃいけないお金を自分たちの懐に入れるわけですから、ダムが壊れて、そのダムが壊れたときに、水が流れてきてみんなが死なないために、神様がノアの方舟をつくれということで出てくるんです。ミシシッピーのいろんな洪水の問題とか、水の環境についてのことなんですけれども、そういうことからのヒントを得て、その映画が非常におもしろおかしくやってるんですけれども、ですから、アメリカでも非常に公共事業というものがちゃんとやられているのかどうかということについて、とても大きなメッセージでもあるので、

ぜひ、時間がありましたら見に行ってください。

【分科会長】 ありがとうございました。ほか、いかがでしょうか。もう時間も押してますので、それでは、この第3番目の議題については、おそらくこれからも検討会の様子をこの分科会でご報告していただく機会がありますので、これで閉じたいと思います。

それでは最後に、私から委員の皆様にご報告があります。

本日も河川整備基本方針検討小委員会の審議結果等についてご報告いただきました 委員長より、過日、小委員長を辞任したいという旨の申し出がありました。

委員長は、平成13年の第1回小委員会より委員長を務められ、本日の審議を含む81水系の河川整備基本方針の取りまとめに、大変なご尽力と、それによる成果を上げられました。

私の印象に残っていることを申しますと、庄内川水系で上下流バランスの議論をして、上流の基本高水を下流と異なるものにしたこと、それから、特に小委員会で11回の審議が行われた球磨川水系、それから7回の調査審議が行われた淀川水系の基本方針の審議、どの審議も、やはり治水と河川管理の原論に基づいた議論、それから、そういう理論的なことだけじゃなくて、やっぱり河川管理の情理といいますか、心の部分も含めて、非常に活発な議論を誘発され、もちろん、委員長みずからもいろんな革新的なご提案をなされました。私が関係している審議会がほかに幾つかありますけれども、それらには見られない活発で本質的な議論ができた。それも 委員長のリードのおかげだと思っております。そういうことで、私たちとしても非常に残念なことなんですけれども、ご本人の意思も非常に固いようですので、これを受け入れざるを得ません。

このため、小委員会の委員長につきましては、社会資本整備審議会河川分科会運営規則第3条に基づき、小委員会に属する委員等のうちから河川分科会長が指名するということにいっておりますので、後任の河川整備基本方針検討小委員長には、 委員長とも相談の上、 委員を指名いたすことにいたしました。

以上、委員の皆様にご報告いたします。

それでは、 委員、どうぞよろしくお願いいたします。

また、長年にわたって委員長をお務めいただいた 委員には、本当に大変ご苦労さまでしたということと同時に、ご尽力とご成果に対して、心から感謝したいと思います。皆さんで拍手で感謝をしたいと思います。

それでは、最後になりますが、本日の議事録につきましては、内容について各委員の確

認を得た後、発言者氏名を除いて、国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて、一般に公開することといたします。

第30回社会資本整備審議会河川分科会の議題は以上でございます。どうもありがとうございました。

【事務局】 どうもありがとうございました。本日は2回の分科会をセットいたしましたけれども、委員の皆様には長時間、そして、事務局の段取りがちょっと不備がございまして、効率的な運営とはいえませんでした。非常に申しわけございませんでした、大いに反省しております。今後、気をつけて運営していきたいと思っております。

それでは最後に、河川局長より、ごあいさつを申し上げます。

【事務局】 長時間、本当にありがとうございました。先ほどの分科会長のお話に尽きるわけでございますが、 委員長におかれましては、平成13年11月から、ずっとこの河川整備基本方針の審議のかじ取りをしていただきまして、78回に及ぶ開催ということでございます。その中にあって、いわゆる川辺川ダムがあります熊本県の球磨川でございますが、これについては11回もやっておりますし、それから淀川、今現在、流域委員会、現地でやっておりますが、これについては7回、あるいは利根川については5回と、それぞれ河川ごとに抱えます課題に応じた臨機応変な丁寧な審議いただきまして、大変ありがたく思っております。事務局といたしましても、これまでしていただきました 委員長に対して感謝申し上げたいと思います。

今後でございますが、残されました河川整備基本方針、まだ、大分ございます。分科会 長あるいは 新委員長のご指導のもとで、また、各委員のご協力によりまして、一日も 早く策定してまいりたいと思いますので、ご指導よろしくお願いしたいと思います。

最後に、改めて 委員長の長年のご尽力にお礼を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。以上で分科会は終了でございます。お手もとの 資料につきましては、お持ち帰りいただいても結構でございますが、郵送をご希望の方に は後日郵送させていただきますので、そのまま席にお残しください。

以上、本日はどうもありがとうございました。

了